

訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

[2025年4月1日 現在]

あなたに対する訪問看護若しくは介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の提供開始にあたり、厚生省令第7号8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話: 03-6762-2272 fax03-6767-3703(午前9時～午後6時まで)

担当者: 橋井 雅子

* ご不明な点は、なんでもお訊ねください。

2. 事業者概要

(1) 事業者概要

事業者所在地	岡山県備前市三石1385番地の1
法人名称	有限会社オフィスネットワーク
法人代表者名	代表取締役 道廣 和男
事業者電話番号	電話:0869-62-1626 FAX: 03-6379-0684

3. 事業者が有する介護保険法に基づき東京都から指定を受けている事業所

介護保健法に基づき、東京都から指定を受けている事業所名称(指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき東京都から指定を受けている居宅介護サービスの種類
ネットワーク訪問ナースステーション 東京都指定 1361291097 号	訪問看護・介護予防訪問看護

4. ご利用事業所

事業所名称	ネットワーク訪問ナースステーション
指定番号	東京都指定 1361291097 号
所在地	東京都世田谷区松原2-41-15エテルノ明大前203
電話番号	電話:03-6762-2272 FAX: 03-6767-3703

5. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- ネットワーク訪問ナースステーション(以下、事業所という。)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、寄り添いその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

6. ご利用事業所の職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	計
管理者(看護師)	1		1
看 護 師	4		4

7. サービスの提供日・時間 事業所 訪問看護師

平日提供時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

休業日 土・日・祝日 年末年始:12月30日～1月3日

休日のサービス提供休日であってもサービスの提供を行うことがある。

8. サービスを提供する地域

世田谷区 目黒区 杉並区

9. サービス内容

別紙パンフレットをご参照してください。

10. 利用料金

- (1) 利用料 基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保健法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。利用者は別紙「訪問看護ステーション利用金表」(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで利用料を支払います。
- (2) 交通費 前記8のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問看護師がお訪ねするための交通費の実費が必要です。
- (3) キャンセル料 *サービス利用の中止について前日の午後6時までにご連絡いただいた場合はキャンセル料は発生いたしません。
*サービス利用前日の午後6時以降のキャンセルにつきましてはキャンセル料3,300円(内税)負担していただきます。
やむを得ない場合による、当日のサービス変更・中止につきましてはキャンセル料の徴収はいたしません。
- (4) その他
- ① お客様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。
 - ② 料金のお支払い方法
毎月20迄に前月分の請求書を郵送いたします。支払方法は指定の金融機関より自動振替、または当社口座にお振り込み頂きます。
ご入金確認後、当社より領収書を送付いたします。
 - ③ 当訪問看護サービスを受けるにあたり、当訪問看護職員及びその関係者が御宅に訪問することになりますが貴重品等の紛失事故が発生した場合、当社は(当訪問看護ステーション)、一切の責任を負いません。つきましては貴重品等の紛失のないよう、その管理をお願い申し上げます。

11. 緊急時の対応の方法

サービスの提供中に事故・体調の容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、緊急機関、居宅介護支援事業者等に連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

12. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

① 当社の相談・苦情の窓口

担当者 橋井 雅子 電話 :03-6379-0683 FAX:03-6379-0684

② 当事業所以外の苦情相談窓口

区 世田谷区 高齢福祉部 介護保険課 電話:03-5432-2298
FAX :03-5432-3042

目黒区 高齢福祉部 介護保険課指導係 電話:03-5722-9574
FAX :03-5722-9716

杉並区 高齢福祉部 介護保険課指導係 電話:03-3312-2111
FAX :03-3312-2339

都 東京都 福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 03-5320-4597

国保連 東京都国民健康保険団体連合会・介護保険部・相談指導課 03-6238-0177

* サービスにおけるご不審・ご不満等がありましたら、上記相談窓口にご報告ください。

年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者 有限会社オフィスネットワーク
事業所 ネットワーク訪問ナースステーション
住 所 世田谷区松原2-41-15エテルノ明大前203
管理者 橋井 雅子 (印)
説明者 橋井 雅子

私は、契約書および本書面により、事業所から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 〒

電話番号
氏名 (印)

(代理人) 住所 〒

電話番号
氏名 (印)